

- 3 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。
また、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

第6条（応募者の併願）

甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを確認する。

第7条（甲の義務）

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

第8条（紹介手数料）

- 1 紹介手数料については、第1条（1）により甲が乙の紹介した応募者の内定を決定し、応募者が甲の内定承諾を表明した段階で紹介手数料が発生する成功報酬方式とする。
- 2 本件業務によって紹介された日から1年以内において、応募者が甲に入社した場合は、本件業務に該当するものみなして、紹介手数料が発生するものとする。
- 3 甲が乙に支払う紹介手数料は、甲が採用者に支払う報酬額（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）1年分の30%（程度）に消費税を加算した額とする。
または、甲乙協議の上、決定した金額に消費税を加算した額とする。
- 4 乙が甲に紹介した応募者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により退職したときは、下記のとおり紹介手数料を甲に返還する。
但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。
 - ・ 入社後30日未満に退職した場合、紹介手数料の80%
 - ・ 入社後60日未満に退職した場合、紹介手数料の50%
 - ・ 入社後90日未満に退職した場合、紹介手数料の10%
- 5 前項の返還金は、甲が乙へ当該応募者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、甲乙の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。
- 6 第1条（2）のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。